

防衛

財務省

2025年11月11日

ポイント（防衛）

＜総論＞

- 日本を取り巻く厳しい安全保障環境に対応するためには、防衛力のみならず、外交力・経済力も含む**総合的な国力を活用することが重要**。一方、有事の際の大幅な財政需要の拡大に対応するためには、**平時において経済・財政面の体質強化を図っていく必要**。
- 防衛力整備計画の4年目となる**令和8年度予算編成**においては、**防衛力の抜本的強化を着実に進めつつ、規定の方針に沿って財源を手当てし**、為替や物価の変動がある中でも、一層の効率化・合理化を図りながら、**計画で定められた経費の総額**（5年間で防衛力整備の水準は43兆円程度、契約額（物件費）は43.5兆円程度）**を堅持していくことが必要**。

＜防衛装備品の調達・研究開発のあり方等＞

- 市場価格の存在しないものが多いという防衛装備品の特殊性を考慮し、**コストデータバンクを用いたコスト比較**や**QCD評価の適正化**等を通じて、**企業の効率化意欲を向上**させるための方策が必要。
- 中長期的な防衛装備品の能力向上のために、防衛技術に係る**研究の状況を体系的にフォローアップする仕組み**や、得られた成果に対して**報酬やインセンティブを与える契約の仕組み**等を検討すべき。
- 諸外国における事例も参考に、防衛産業の維持・強化のための**官民連携のあり方**も検討すべき。

＜人口減少を踏まえた防衛体制のあり方＞

- 自衛官の確保のためには、手当等の新設・金額の引上げだけでなく、**自衛官の社会的地位の向上や組織文化の改革など自衛官の処遇・勤務環境の改善に向けた包括的な取組**を進めることが重要。また**若年定期退職者給付金制度**については、制度の見直しに際し**所得水準の変化をより丁寧に反映する制度**にすべき。
- より機動的かつ効率的な部隊運用を可能とする観点から、中間司令部の見直しや、自衛隊が果たす役割を踏まえた既存部隊の見直しといった**自衛隊の組織のスリム化**を検討していくべき。

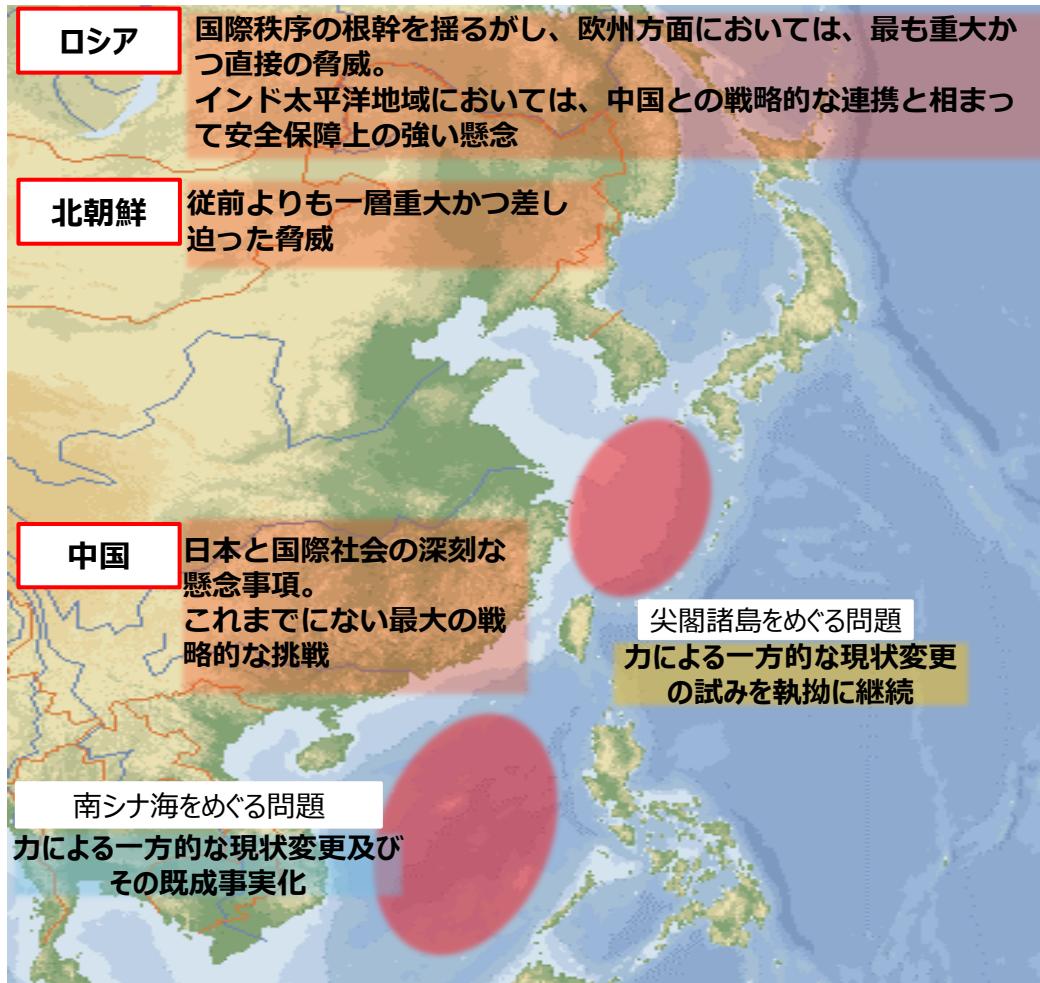
1. 総論

2. 防衛装備品の調達・研究開発のあり方等

3. 人口減少を踏まえた防衛体制のあり方

我が国を取り巻く安全保障環境の変化

- 日本の周辺国等は軍事力を増強しつつ、軍事活動を活発化しており、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している。最近では、周辺国等による領空侵犯、弾道ミサイル発射、大規模な軍事演習が行われるなど、更なる情勢変化が生じている。
- 自国を守るために、力による一方的な現状変更は困難であると各国等に認識させる抑止力が必要であり、同盟国・同志国との協力・連携を強化しつつ、日本の防衛力を強化していくことは喫緊の課題となっている。



ロシアの領空侵犯に対し、空自の戦闘機が初めてフレアによる警告を実施（令和6年9月）



北朝鮮による弾道ミサイルの発射（令和6年10月等）



中国による台湾周辺での軍事演習（令和7年4月等）

中国東部戦区公表動画



安全保障に関する総合的な国力の確保①

○ 国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）では、我が国周辺での軍事増強の動きに加え、

- ・ サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域等において自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化し、サイバー攻撃等が平素から行われ、有事・平時の境目が曖昧になっていること
 - ・ 軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が想定されること
 - ・ サプライチェーンの脆弱性、重要インフラへの脅威の増大、先端技術をめぐる主導権争い等も安全保障上の主要な課題となってきており、安全保障の確保のために経済的手段が一層必要とされていること
- などが指摘されており、防衛力のみならず、外交力・経済力等も含む総合的な国力を活用する方針が掲げられている。

◆国家安全保障戦略（抄） (令和4年12月16日閣議決定)

こうした目標を達成するためには、地政学的競争、地球規模課題への対応等、対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限活用して、国家の対応を高次のレベルで統合させる戦略が必要である。このような視点に立ち、我が国の安全保障に関する最上位の政策文書となる国家安全保障戦略を定める。本戦略は、外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるものである。

◆高市内閣「基本方針」（抄） (令和7年10月21日閣議決定)

日本の国益を守るために、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を強化しつつ最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄、国際社会との共存共栄を推進する。

◆サイバー空間や宇宙空間も活用する統合作戦のイメージ

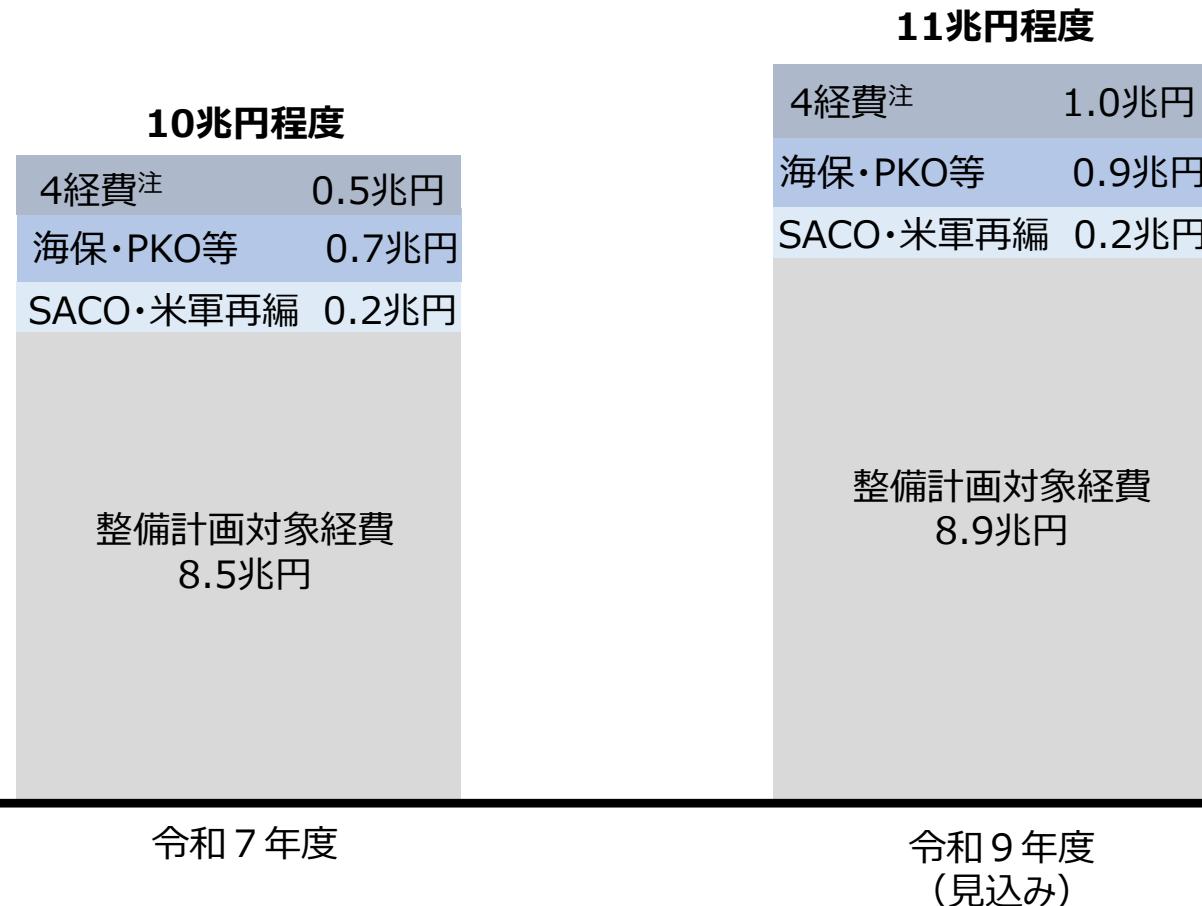


(出所) 防衛省「令和7年版 日本の防衛－防衛白書－」

安全保障に関する総合的な国力の確保②

- こうした中、国家安全保障戦略では、「2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる」とされている。
- 具体的には、いわゆる補完4経費（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、抑止力向上等のための国際協力）をあわせて、2027（令和9）年度には安全保障に関する経費を11兆円程度まで増額することとしている。

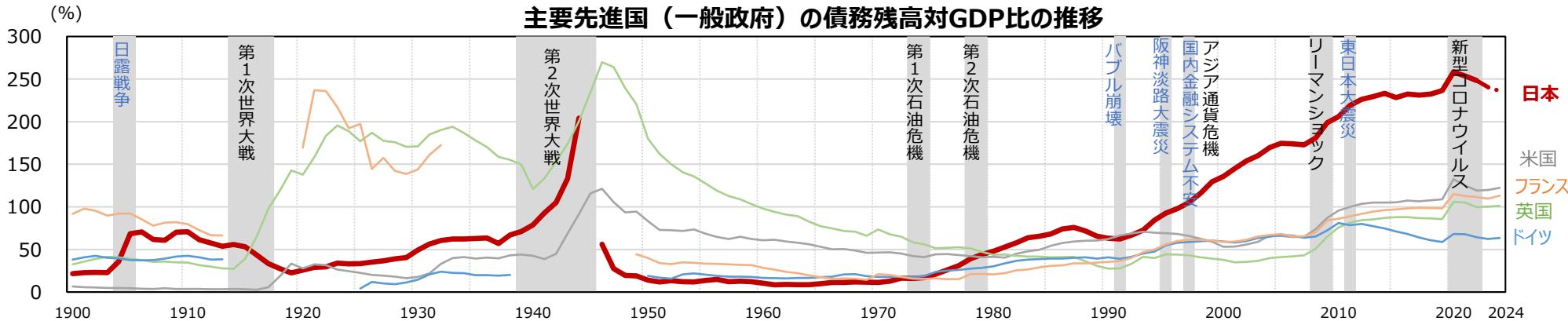
※ この「対GDP比2%水準」については、補正予算と合わせて、令和7年度中に前倒して措置を講じる方針が示されている。



注) ①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④抑止力の向上等のための国際協力

強靭な経済・財政基盤の必要性

- 有事の際、経済面において持続的な対応能力を確保するとともに、大幅な財政需要の拡大に対応していくためには、平時において、経済・財政面の体質強化を図っていく必要。特に、債務残高対GDP比が高い日本では、金利上昇に伴う利払費の負担が高まる可能性に留意する必要がある。



(出所) IMF "Historical Public Debt Database", "World Economic Outlook"

(注1) 日本の1945年、米国の1979年、ドイツの1914年～1949年及び1976年、並びにフランスの1914年～1919年、1933年～1948年及び1978年～1979年については元データが欠落しているためグラフに表示されていない。

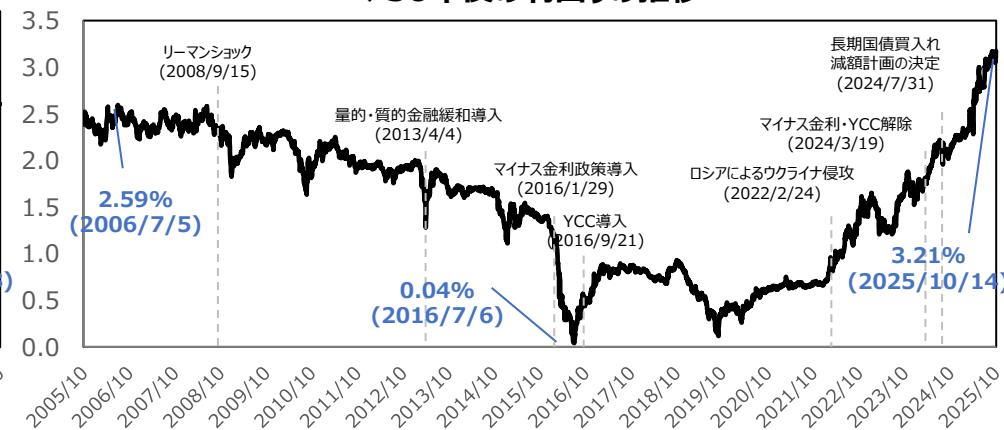
(注2) 日本は、2024年が推計値。

◆10年債の利回りの推移



(出所) 財務省「国債金利情報」(注) 利回りは、流通市場における固定利付国債の実勢価格に基づいて算出した半年複利金利。

◆30年債の利回りの推移



◆国家安全保障戦略（抄）（令和4年12月16日閣議決定）

我が国の経済は海外依存度が高いことから、**有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要となる**。このように我が国の安全保障の礎である**経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む**。このことは、**防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提**である。

防衛力の抜本的強化のあり方

- 防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定）においては、新しい戦い方に対応するために必要な能力として、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるよう「スタンド・オフ防衛能力」「統合防空ミサイル防衛能力」を整備するほか、「無人アセット防衛能力」「領域横断作戦能力」など7つの柱を掲げており、この方針に沿って、各年度の予算編成を行っている。

スタンド・オフ防衛能力

攻撃されない安全な距離から相手部隊に
対処する能力を強化



統合防空ミサイル防衛能力

ミサイルなどの多様化・複雑化する
空からの脅威に対応するための能力を強化



無人アセット防衛能力

無人装備による情報収集や戦闘支援等
の能力を強化



領域横断作戦能力

全ての能力を融合させて戦うために
必要となる宇宙・サイバー・電磁波、
陸・海・空の能力を強化



指揮統制・情報関連機能

迅速かつ的確に意思決定を行うため、
指揮統制・情報関連機能を強化



機動展開能力・国民保護

必要な部隊を迅速に機動・展開するため、
海上・航空輸送力を強化
これらの能力を活用し、国民保護を実施



持続性・強靭性

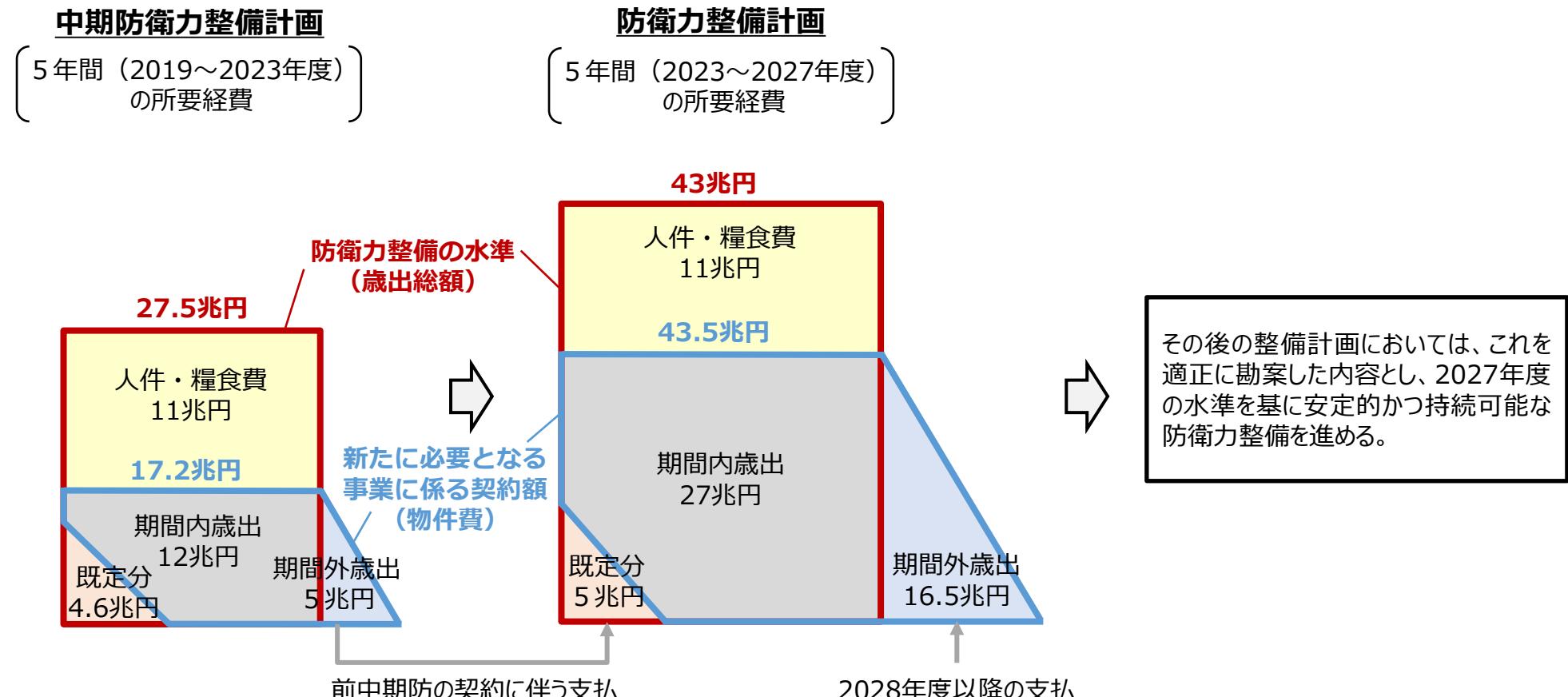
必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期
に整備、また、装備品の部品取得や修
理、施設の強靭化に係る経費を確保



(出所) 防衛省・自衛隊「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」に基づき
財務省作成。

防衛力整備計画の概要

- 防衛力整備計画（2022年12月16日閣議決定）における、2023年度から2027年度までの5年間の防衛力整備の水準は**43兆円程度**、新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、**43.5兆円程度**。
→ いずれも2018年12月に閣議決定された中期防衛力整備計画と比して大幅に増加（歳出総額：対前計画+15.5兆円（1.6倍）、契約額：対前計画+26.3兆円（2.5倍））。



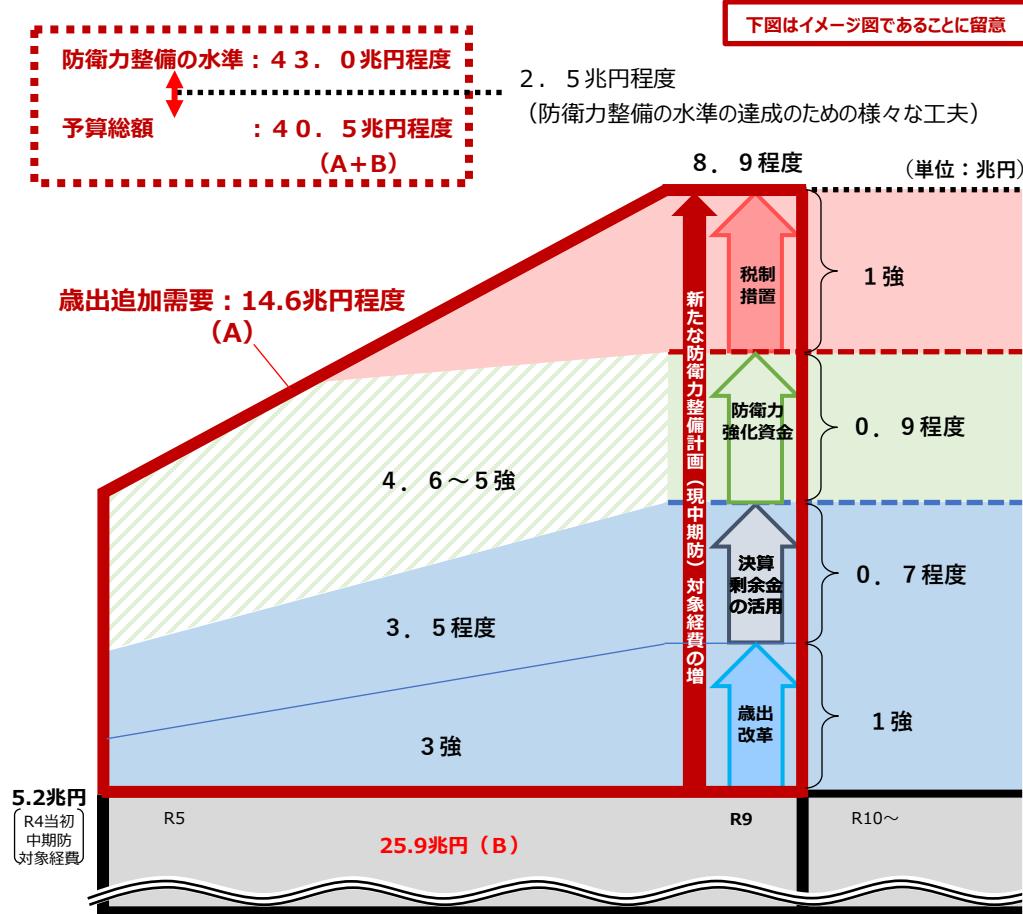
(注) 図はイメージ図であることに留意。

予算編成の方針

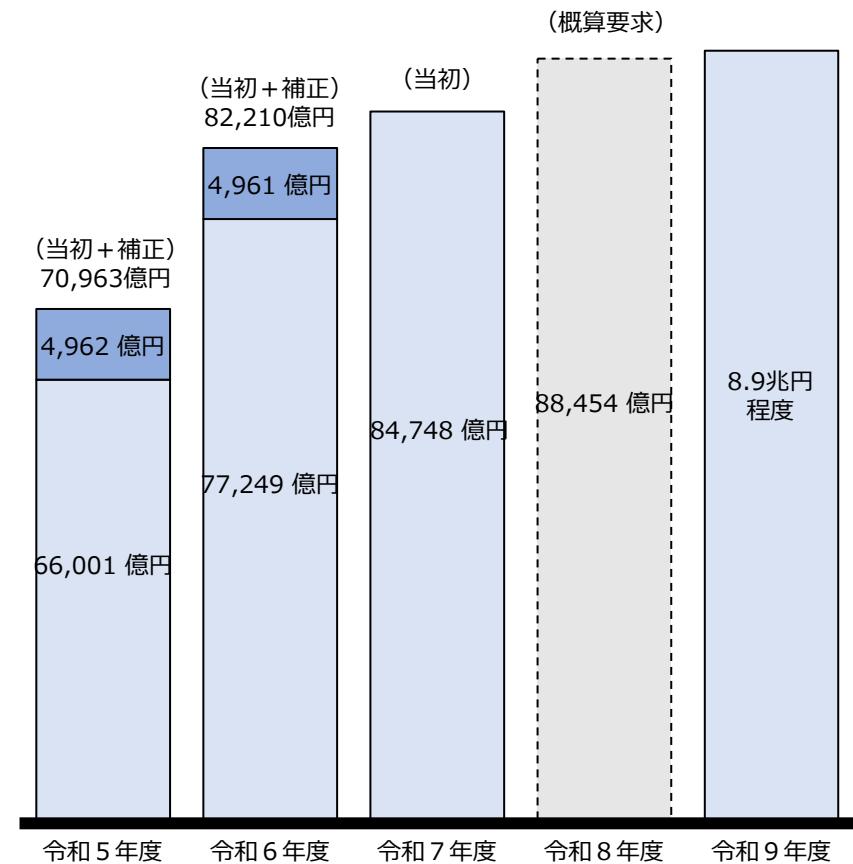
○ 防衛力整備計画の計画期間 5 年間の 4 年目となる令和 8 年度予算編成においては、

- ① 引き続き既定の方針に沿って財源を手当てするとともに、
- ② 為替や物価の変動がある中でも、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図りながら、防衛力の抜本的強化を図りつつ、計画で定められた経費の総額を堅持していく必要。

<新たな防衛力整備計画に関する財源確保について>



<防衛力整備計画期間における予算措置・概算要求の状況>



(参考) これまでの閣議決定等

●防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定）（抄）

X III 所要経費等

6 2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。

●経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

防衛力の抜本的強化等の財源については、「防衛力整備計画」等に沿って、引き続き、機動的・弾力的な対応を含め確保する。所得税に関する税制措置については、令和5年度税制改正の大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討する。

●所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）（抄）

（防衛力強化に係る財源確保のための税制措置）

附 則

第七十四条 政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和四年十二月二十三日に閣議において決定された令和五年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性により検討した結果、以下の措置等を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課す。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

② 所得税

所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。

令和7年度税制改正後も、令和5年度税制改正大綱に明記したとおり、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

③ たばこ税

加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行う。具体的には、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、軽量化による税負担の不公平が生じないよう、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする。こうした見直しは、消費者への影響に鑑み、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。

その上で、国たばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円／1本ずつ引き上げる。

上記について必要な法制上の措置は、令和7年度税制改正法と一体として措置する。

1. 総論

2. 防衛装備品の調達・研究開発のあり方等

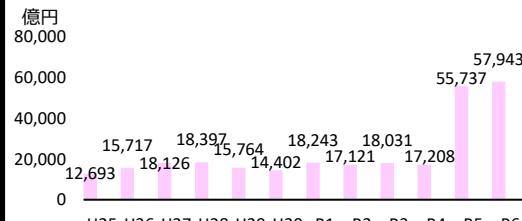
3. 人口減少を踏まえた防衛体制のあり方

防衛装備品の調達・研究開発のあり方等（総括）

- 我が国の防衛力を抜本的に強化するためには、大幅に増加する予算を効果的・効率的に活用していくことが重要。
- 防衛装備品は、市場価格の存在しないものが多いという特殊性があり、原価を積み上げた価格をベースに調達することが多い（原価計算方式）。競争が働かないこの方式のもとでも企業が効率化を進める意欲を持つような仕組みづくりが必要。
- 中長期的に防衛装備品の能力向上を図っていくために、防衛技術に係る研究開発は重要な要素。その際、「研究ありき」ではなく、研究成果を防衛装備品の開発に繋げていくための仕組みづくりも課題。
- 防衛生産・技術基盤の維持・強化も重要であり、防衛産業における官民連携のあり方についても検討が必要ではないか。

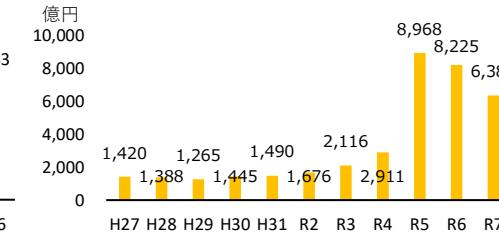
防衛産業の現状

◆防衛省中央調達の推移



(注) 中央調達とは、防衛装備庁が主要な装備品・役務を一元的に調達するもの。
(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

◆防衛技術に係る研究開発費の推移



防衛力強化のためには、増加する防衛装備品の調達・研究開発の効果的・効率的な実施が不可欠。また、防衛産業の維持・強化のための官民連携のあり方も課題。

調達関係

- ・装備品は、「原価計算方式」による調達が多い。これには、企業にとってはコストをかけた方が利益が増える側面があることが課題。
- ・加えて、「原価計算方式」の基準は、透明性が不足。

研究関係

- ・研究成果が装備品開発に繋がっていない場合がある。
- ・研究終了後に育っていく技術の取りこぼしをなくし、研究委託・補助先に研究成果へのコミットメントを求めていくことが課題。

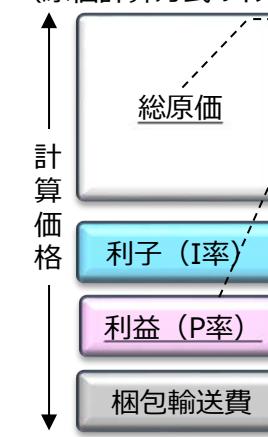
官民連携

- ・諸外国では、防衛産業における官民連携の枠組みが存在。

今後の主な改革の方向性

調達関係

（原価計算方式のイメージ）



①適正なコスト水準の設定（総原価関係）

- ・「コストデータバンク」を活用することで、事業者間の原価を比較し、適正なコスト水準を算定することで、効率化のインセンティブとすべき。

②QCD評価の適正化（P率関係）

- ・P率の算定にはQuality・Cost・Delivery評価を採用しているが、透明性を確保しながら、水準(5~10%)の妥当性を検証していくべき。
- ・基準内容の曖昧さをなくすとともに、コストデータバンクに係る原価情報の開示度やコスト削減額に応じて、企業努力の評価を行るべき。

研究関係

- ・研究を「やりっ放し」にせず、適切にフォローアップする仕組みを整えるべき。
- ・研究委託・補助先のインセンティブとなる契約の仕組みを検討するべき（懸賞金制度、報奨金制度など）。
- ・研究継続の可否について、厳格かつ透明性のある審査を行うべき。

官民連携

- ・諸外国の事例も参考に、防衛産業の維持・強化のための官民連携のあり方について、多様な形態を検討していくべき。

「コストデータバンク」の活用による効率的な調達

- 防衛装備庁は、装備品等の調達を適正かつ効率的に遂行していくことを任務として平成27年に設立され、本年で創設10年目を迎える。設立前から、原価等の適正性の検証の手段として「コストデータバンク」の整備が重要な課題とされてきたが、データ移行の遅延等により運用開始が遅れ、本年7月にようやく運用が開始された。
- 既契約分の一部データは収集途上であるため、継続的なデータの充実が必要。その上で、今後はコストデータバンクに蓄積された情報を活用することで、事業者間を比較して適正な原価を算出する公共料金の取組例も参考にしながら、類似部品のコストを企業間で比較し、適正なコスト水準を算出するための仕組みづくりを通じて、効率化を進めるインセンティブとするべきではないか。

◆防衛装備庁の任務

- ・「防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする」（出所）防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第36条
- ・「防衛装備庁においては、**装備品等の調達に際して、より適正かつ効率的に遂行していくよう、入札を含め契約の公正性・透明性の一層の確保及びコスト管理の徹底を図るとともに、職員に対する教育の充実等にも取り組んでいくこと**」（出所）防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）衆・附帯決議
- ・「より適正な取得価格を独自に積算し、契約価格の妥当性の説明責任を果たすために必要となる、**防衛装備品調達に係るコストデータベースを企業の協力の下に構築すること**（略）の仕組みについても検討する」（出所）防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月防衛省作成）

◆原価計算方式の概要・課題

- ・予定価格は、原則として「市場価格方式」により計算し、**これにより難い場合は、「原価計算方式」**で計算した価格を基に算定。
- （出所）調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）
- ・原価計算方式の課題は、「企業側にとってみれば、原価が大きいほど多くの利益を得られることになり、**コストダウンに対するインセンティブを損なう側面**を有している」点。
- （出所）平成25年版防衛白書

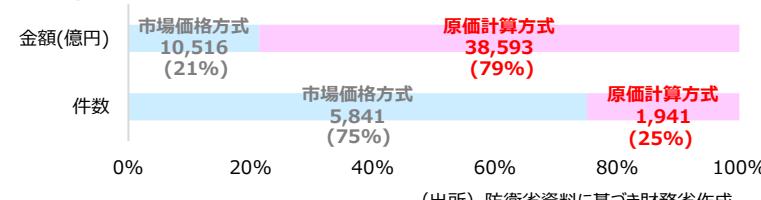
[市場価格方式]（衣類、靴等が対象となるイメージ）

市場価格その他売買の基準となる価格を基準として算定する方式

[原価計算方式]（航空機、戦車等が対象となるイメージ）

価格の構成要素について、企業会計原則等を援用して算出する方式

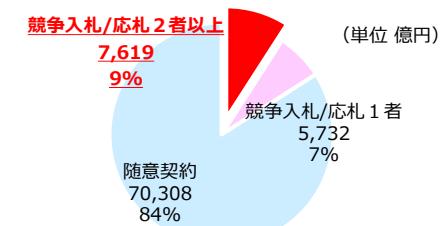
（参考）令和6年度防衛省中央調達における実績（注）FMS調達の実績を除く。



◆応札の状況

- ・競争契約は限定的であり、**その中でも二者以上の応札は全体の9%**。
- ・競争が働きづらく、原価計算方式の課題が顕在化しやすい構造。

（参考）令和5年度防衛省における調達の応札状況



◆適正なコスト水準について

- ・コストデータバンクに蓄積されたコストを活用して、過去の契約内容から予定価格を補正すること自体は現在でも制度上可能だが、**その具体的な補正方法は定まっていない**。
- ・これに対し、公共料金の一部では、複数事業者で比較する原価を特定の上、その基準コストを算出する「ヤードスティック方式」を採用（=事業者間を比較して原価を補正する具体的な方法がある）。

[概要] コストデータバンク

【INPUT】

- 登録情報
- 製品名・番号
- 仕様、数量
- 価格

【OUTPUT】

- 登録情報から妥当性の検証は可能だが、**具体的な補正方法は未整備**

[参考事例] 鉄道運賃の算定方法

【INPUT】

- 各事業者で比較可能な原価（線路費等）を特定・収集

【OUTPUT】

- 運賃原価の基準となる「基準コスト」を算出

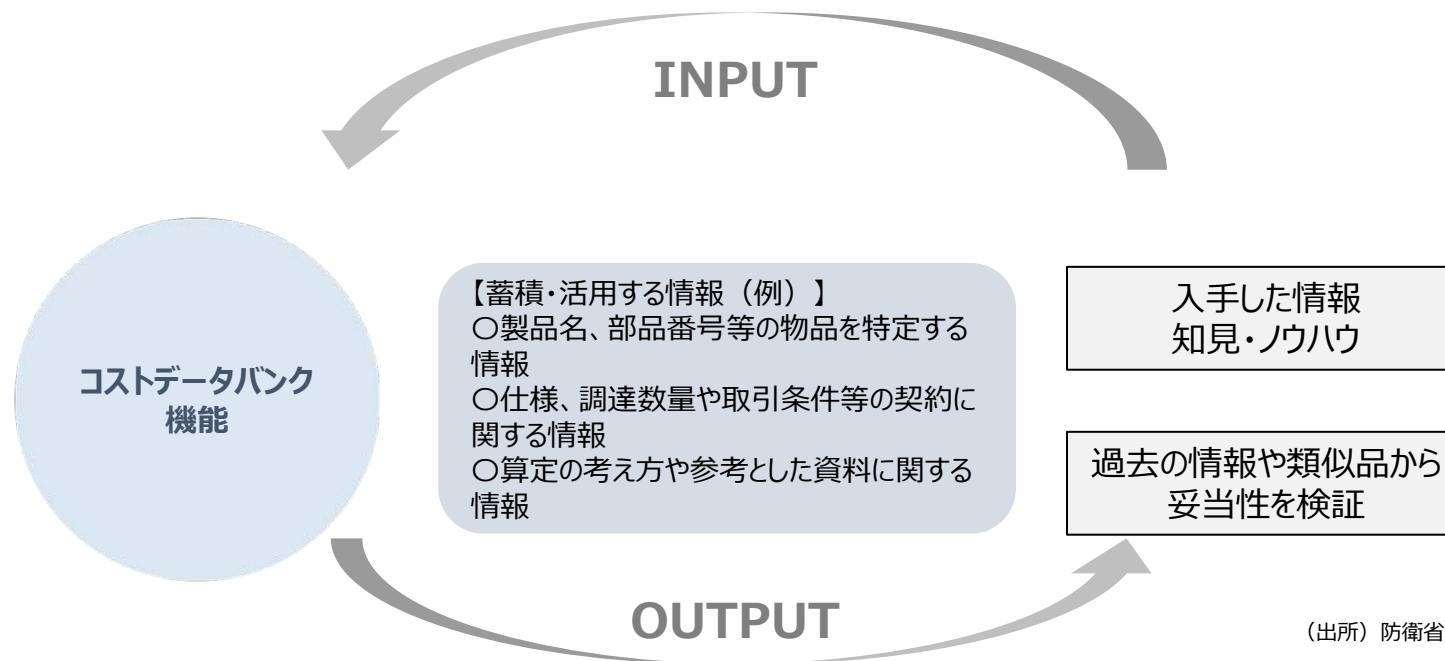
【INCENTIVE】

- 基準コストを下回る経営効率が良い事業者には、運賃を一部加算

（出所）JR旅客各社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領等に基づき財務省作成。14

(参考) コストデータバンクのイメージ

- ✓ 防衛装備品等調達システム（DEPS）の機能の1つ。
- ✓ 原価計算業務、原価監査業務、原価調査業務等における価格情報等をコストデータバンクへ保管・蓄積することで、過去の情報等を容易に参照し、事後の予定価格算定業務の支援に資する機能として実装。



(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

(補足) 現行制度上、予定価格の基となる計算価格については、契約予定相手方の見積資料を審査の上、コストデータバンクの情報を活用して、適当と考えられる価格に補正することは可能だが、その補正方法について特段の決まりはない。

○調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）

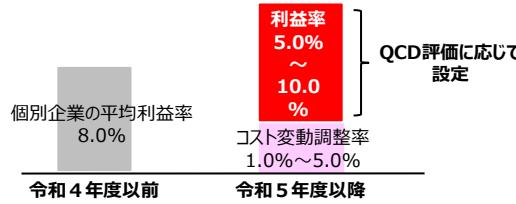
第7条（2）計算の要素となる数値について適當と認められる標準資料のない場合は、契約予定相手方から提出された見積資料を審査の上、調達物品等の数量、納期等を考慮して適當と認められる数値を適用して計算価格を計算することができる。

原価計算方式におけるQCD評価のあり方

- 装備品調達における原価計算方式では、総原価にP率（利益率）を乗じて予定価格を算出。P率について、品質・コスト・納期（Quality・Cost・Delivery）に係る企業努力を評価し、5%～10%を各社に付与する仕組みを令和5年度に導入。
- まず、QCD評価により設定されるP率については、予定価格が推定されないよう留意しつつ、検討プロセスの透明性を確保の上、5%～10%とする根拠、各社への割当て状況など、水準設定の合理性を不斷に検証するべきではないか。
- また、評価の公表基準については例えば以下のような課題があり、必要な対応を講じるべきではないか。
 - ・ 公表から算定までの期間が短く、企業に行動変容を促すことができているか不透明。
 - ・ 定性的な内容が多く、定量的に判断できる内容の増加が必要。例えば、コストデータバンク登録のための原価情報の提供状況や実際のコスト削減額について、定量的な確認を前提に重みをつけた評価基準とし、これを公表するべきではないか。

◆QCD評価導入の背景・理由

- ・防衛事業には高度な機能や保全措置が求められ、多大な経営資源の投入が必要となるところ、**P率の算定にQCD評価を実施**することで、企業努力を反映。



(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

(注)「コスト変動調整率」とは、契約履行期間中の物価高騰や労務費のコスト変動リスクを防衛装備品の契約価格に一定程度反映するための調整率をいう。（契約期間1年1%、2年2%、3年3%、4年4%、5年以上5%）

◆P率の透明性に関する課題

- ・防衛省には、契約制度を議論する契約制度研究会が設置されているが、議論に用いた資料は非公開であり、**透明性の確保が課題**。
- ・これは、原価計算を行う他制度（薬価、鉄道運賃等）と対照的。

(参考) 契約制度研究会について

※ 防衛省「契約制度研究会の議事内容の公開について」より抜粋

1. 及び2. (略)
3. 議事要旨は防衛省ホームページに掲載する。
4. 資料は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は、**特定の者の不利益を及ぼすそれがあるものについては、公開しない**。

◆P率の水準に関する課題

- ・QCD評価に基づくP率の設定水準（5%～10%）には、**明確な根拠がない**。
- ・**企業への配分の偏りを補正する制度も用意されていない**（すべて最大値の10.0%評価になるおそれ）。

(参考) P率の水準に関する議論内容

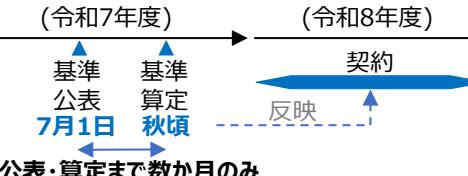
※ 第38回契約制度研究会（令和5年5月19日）議事要旨より抜粋

(委員発言)「従前は標準利益率だからその状況に応じたものがでてきたが、5～10%という風に絶対的な数字をベースにしてしまうと、**経済的な展開によってはその状況に合わないような場合が出てくるのではないか**。」

◆QCD評価の公表基準に関する課題

- ・QCD評価の基準は、毎年度公表されているが、企業に予定価格の推定をされないよう、**細かな採点基準・配点等は非公表**。公表基準には**例えば以下の課題**がある。

課題①：企業の行動を促す期間が短い。



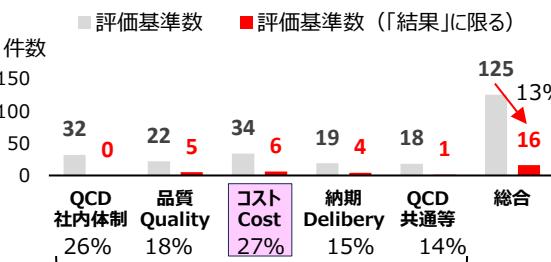
課題②：定性的な内容が多い。

- 【公表基準に記載される主な内容の例】
 - 「不適合時の対応」(Quality)
 - 「コスト管理の状況」「総原価低減」(Cost)
 - 「業績評価及び職場環境に係る従業員のモチベーション向上のための取組」(QCD共通)

(出所) 令和8年度に適用する標準個別経費率における利益率の算定基準。

- 課題③：「結果」に分類される基準項目（「総原価低減」等）が少ない。また、QCDの基準数はほぼ横並びであり、コストに評価上の重み付けがない見え方。

(参考) 令和8年度評価基準数の分類



総基準数に占める各項目の基準数の割合

(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

- 課題④：コストデータバンクへの協力度に応じた加点について記載なし。原価情報の開示度に応じて加算する他制度（例：薬価制度）と対照的。

(参考) 薬価の例（開示度に応じた加算）

- ・類似薬がない場合は、原価（原材料費、製造経費等）を積み上げて薬価を算定。
- ・開示が可能な原価の割合（開示度）に応じて、加算率に差を設ける運用。

開示度	80%以上	50～80%	50%未満
加算係数	1.0	0.6	0

$$\text{加算額} = \text{価格全体} \times \text{加算率} \times \text{加算係数}$$

(加算前価格) (0~120%) (0~1)

(出所) 中医協薬価専門部会（令和7年6月25日）に基づき財務省作成。

先端的研究事業において成果を生み出す運用のあり方

- 防衛省は、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を強化するため、先端的研究事業を通じて、民間技術を活用した革新的・萌芽的技術の発展・育成を行ってきたが、これまで装備品の開発に繋がった実績はなく、国民の目に見える成果を生み出していくことが必要。
- そのためには、研究を「やりっ放し」にせずに、研究終了後の状況を体系的に把握するためのフォローアップの仕組みを設けることで、研究結果を最大限生かすよう取り組むべきではないか。その上で、研究委託・補助先のコミットメントを高めるため、得られた成果に対して報酬やインセンティブを与える方法の導入も考えるべきではないか。また、成果の見込みが低いものについては、中間評価での事業終了や予算額の減少等を厳格かつ透明性をもって運用するなどの対応を行うべきではないか。
- その中でも、「ブレークスルーリー研究」は、高リスクであるにもかかわらず、評価や選定に関する具体的な運用基準等が定められていないまま、研究テーマの選定が進んでいる状況であり、早急に運用体制を整えることが不可欠。

◆先端的研究事業の内容

①安全保障技術研究推進制度

大学等における革新的・萌芽的な技術についての基礎研究を公募する制度

(H27～) (R7・114億円)

②先進技術の橋渡し研究

民生分野で得られた研究成果等の中から、革新的な装備品の研究開発に資する有望な先進技術を育成し、防衛用途に取り込むための制度

(R2～) (R7・175億円)

③ブレークスルーリー研究

チャレンジングな目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創出していく制度

(R6～) (R7・201億円)

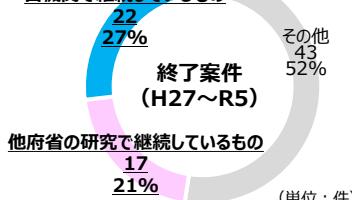
(注) 上記予算額はいずれも契約ベース

◆フォローアップの課題

- ・令和6年度に公表された予算執行調査によれば、安全保障技術研究推進制度の研究終了事業（82件）のうち、**継続事業（48%）のフォローアップがされていなかった**。
- ・令和6年度以降、終了案件をすべてフォローアップするよう運用が改められているが、防衛装備品に繋がるか否かの判断項目やフォローアップ期間など、**運用方法が制度化されていない**。

(参考) 令和6年度に公表された予算執行調査の内容（安全保障技術研究推進制度）

自機関で継続しているもの



左記の継続事業（39件）について、「将来的に防衛分野での研究開発につながりうる成果を挙げているか」という観点からのフォローアップ調査はされていなかった。

(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

◆研究先・補助先のコミットメント向上の課題

- ・先端的研究事業では、委託・補助先の大学や企業等において**自己負担が生ずることがない**。特に、安全保障技術研究推進制度は、「防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません」「研究の内容に介入するためのものではありません」と公に示す等、**成果への関与が難しい特性**。
- ・他分野では、**成果へのインセンティブを設ける研究制度も存在**。

(参考) 懸賞金制度

様々なアイデアやアプローチをコンテスト形式により競わせ、目標水準以上の成果を上げた上位数者に賞金を支払う。

[イメージ]

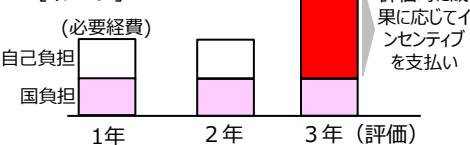
- | | |
|----|---------------|
| 1位 | 懸賞あり (1000万円) |
| 2位 | 懸賞あり (500万円) |
| 3位 | 0円 |
| 4位 | 0円 |

目標水準

(参考) インセンティブ制度

委託又は補助において、必要経費の一定額を支払いつつ、評価のタイミング等において、成果に連動したインセンティブを支払う。

[イメージ]



(出所) 第5回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（2022年3月）に基づき財務省作成。

◆中間評価・ブレークスルーリー研究の運用体制の課題

- ・安全保障技術研究推進制度では、**中間評価37件中1件のみ中止**（～R5）。ステージゲートがある先進技術の橋渡し研究と対照的（55件中13件が中止）。
- ・ブレークスルーリー研究では、既に先導研究を開始しているが、**本格研究への移行時におけるステージゲートの設定基準など、運用体制が十分に整っていない**。

(参考) 橋渡し研究のステージゲートのイメージ（各Phaseへの移行時には継続案件を選定）



(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。 17

防衛産業の維持・強化のための官民連携のあり方

- 諸外国においては、防衛産業における官民連携の枠組みが存在。こうした事例も参考にしながら、防衛産業の維持・強化のための官民連携のあり方について、多様な形態を検討していくべきではないか。

◆アメリカ

装備移転における手数料の徴収

- 米国のFMS※は、米国防省が契約主体となって相手国政府とやり取りする際に、装備品自体の価格に加え、手数料（調達見積価格の3.2%など）を含めて価格を設定。
- 当該手数料は相手国政府と交渉を行う国防安全保障協力庁の人員の人物費等に充てられる。

(※) Foreign Military Sales：同盟国など米国政府が認める武器輸出適格国に限って防衛装備品や役務の提供を有償で行うもの。



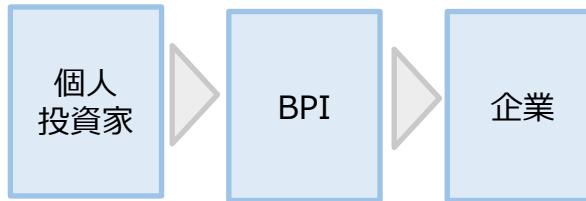
◆「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書（抄）（令和7年9月19日）

産業と防衛の連携を促進するため、例えば、国がコントロールしつつ民間資金や投資を呼び込むための「防衛公社」の設立といったアイデアや、公的な防衛ファンドの設立により個人投資家の小口出資を原資に防衛産業支援を実施しているフランスの事例も含め、海外の事例等も参考にしながら、多様な資金確保のモデルも検討すべきである。

◆フランス

個人投資家の資金を活用し防衛産業を支援

- 防衛産業の資金調達を改善させることを目的に、公的投資銀行BPIによるリテール向けのファンド設立を発表。
- 調達目標額は4億5000億ユーロであり最低500ユーロから出資可。



(注) 2025年9月時点での公表情報による。

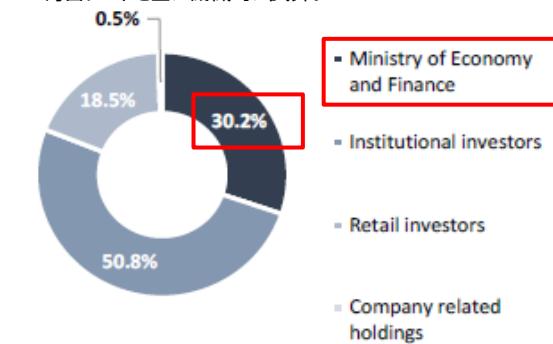
◆イタリア

国が防衛大手企業に出資

- イタリア政府は、国内防衛企業大手 Leonardo社の株式を約30%保有し※1、配当収入を得ている。
- Leonardo社の好調な業績や株価上昇を反映して配当額は近年増加傾向にあり、2024会計年度のイタリア政府の配当収入は約150億円超※2程度と推定される。

(※1) イタリア政府により戦前に創設された産業復興公社が Leonardo 社の前身である Società Finanziaria Meccanica Finmeccanica社を創設したことによるもの。

(※2) Leonardo社の発行済株式総数、政府保有比率、直近の為替レートを基に機械的に試算。



(出所) Leonardo SPA "Integrated Annual Report 2024"

1. 総論

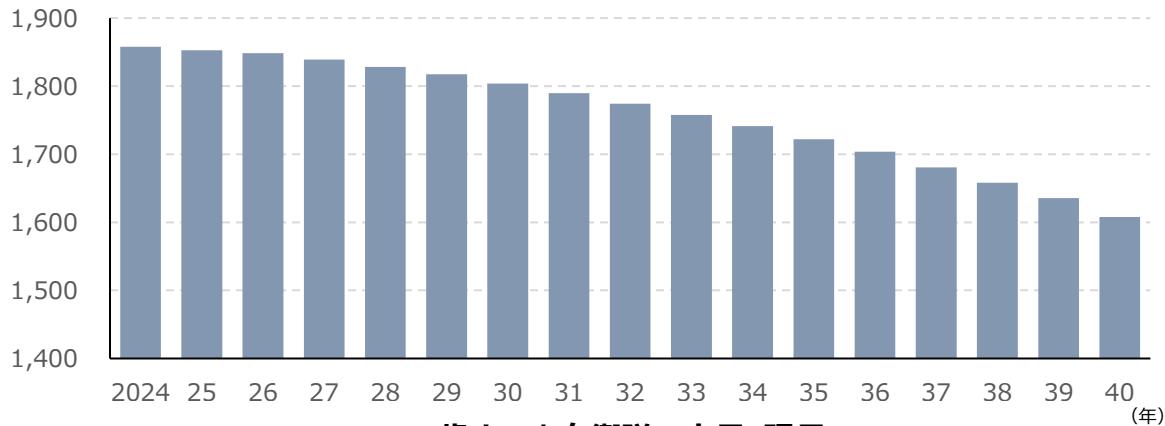
2. 防衛装備品の調達・研究開発のあり方等

3. 人口減少を踏まえた防衛体制のあり方

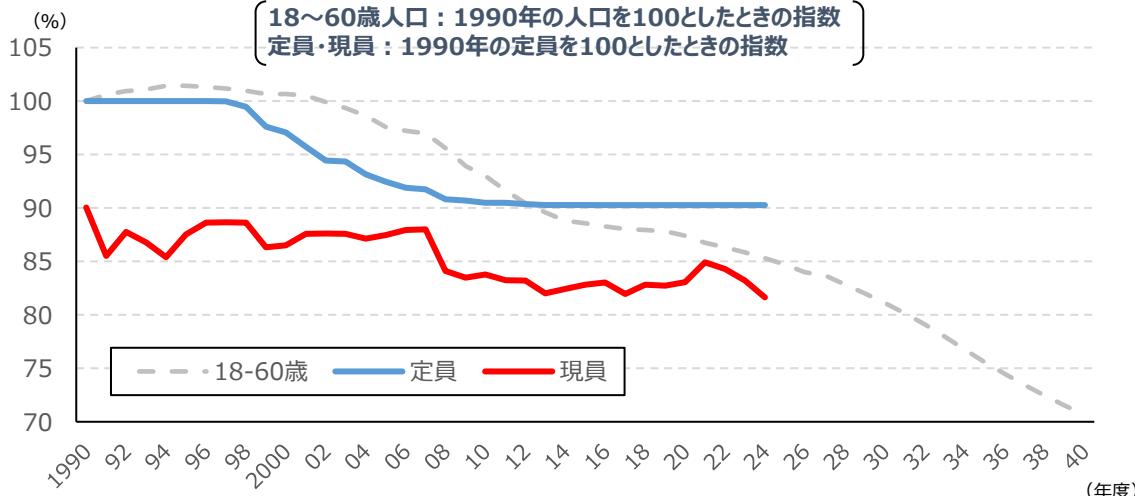
人口減少を踏まえた我が国の防衛体制のあり方

- 今後若年人口が減少することが見込まれ、精強性を担保するために必要な若い労働力が希少となっていく中であっても、自衛隊の人的基盤を確保するためには、①自衛官の待遇や勤務環境の改善に取り組むとともに、②無人・省人化やAIの活用等による部隊の高度化、隊員が担うべき業務を整理した上のアウトソーシングの推進等を効率的に実施することに加え、組織全体のスリム化を含めた最適化を不断に行いながら、防衛力を強化していく必要。

18～32歳人口の見通し



18～60歳人口と自衛隊の定員・現員



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、防衛省資料

防衛力整備計画（抄）

（令和4年12月16日閣議決定）

I 計画の方針

5 防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルトを徹底して、**組織定員と装備の最適化を実施する**とともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト縮減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。あわせて、**人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく**。

「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」

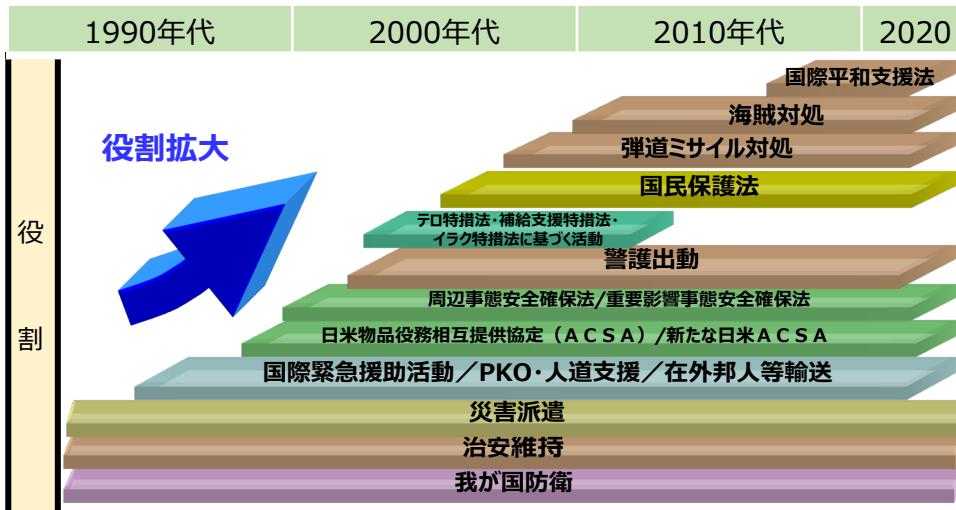
報告書（抄）
（令和7年9月19日）

防衛力を支える組織構成の面では、上記の**人口動態**を踏まえれば、現実的に現在と同水準の**人的規模**を維持することはほぼ不可能であり、DX、無人アセット、AIの積極的活用や、**部外力の一層の活用**などを通じて、**無人化・省人化**を進めていくことが**必要**である。自衛隊の業務のうち、自衛官でしか出来ない分野を特定し、必要であれば組織改革をしつつ、**部外力を最大限に活用し、民間に委託した業務が平時及び有事において機能するよう、業務が継続的かつ確実に遂行できる契約や制度面での枠組みを検討すべき**である。その上で算出された各自衛隊に必要な人員の確保については、国責として政府を挙げて継続的に取り組むべきである。

自衛官の処遇・勤務環境の改善

- 戦後最も厳しい安全保障環境に直面し、自衛隊の任務も拡大する中、自衛官の定員割れが続き、充足率は足元で90%を下回るなど、防衛力の抜本的強化の担い手である自衛官の確保が喫緊の課題。
- こうした問題意識から、昨年10月には「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」が立ち上げられ、令和7年度予算において30を超える手当等の新設・金額の引上げ等を講じている。こうした方策だけではなく、自衛官の社会的地位の向上や「基本方針」で言及されている組織文化の改革など包括的な取組を進めるべき。

◆防衛省・自衛隊の任務拡大



(出所) 「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」(令和6年10月25日) 資料に基づき財務省作成。

◆自衛官の人数及び充足率



(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

◆特殊勤務手当・自衛官固有^{注1}の手当の新設/拡充状況～令和4年度以降～

【当初予算額(億円)】	<特殊勤務手当 ^{注2} >	<自衛官独自の手当 ^{注3} >	【当初予算額(億円)】
61.9 +118.5% UP	新設:6、拡充:11	新設:1、拡充:6	493.7 +42.9% UP
44.8	新設:2、拡充:6	新設:一、拡充:5	439.4
28.9	新設:一、拡充:4	新設:一、拡充:一	350.9
28.3	19種類	5種類	345.5

(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

(注1) 令和7年度は上記のほか、任用一時金引上げ等の新設・拡充を行っており、これらを含めると合計30超となる。

(注2) 特殊勤務手当：著しく危険・不快その他の著しく特殊な勤務の特殊性に応じて支給される手当。

(注3) 自衛官独自の手当：パイロットや艦船乗組員等に従事する隊員等の職務の複雑・困難性を評価して支給される航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当を指す。

◆自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（抄）

（令和6年12月20日）

一般社会における労働に対する考え方方が変化・多様化し、特に若い世代においてワークライフバランスを重視した働き方や、自らの達成感や成長感といった精神的充実が得られる職場を選好するようになっている。こうしたことを踏まえ、将来の戦い方や一般社会の変化に合わせて人の組織である自衛隊も変革していくことが喫緊の課題である。

具体的には、現代に相応しいリーダーシップを身に着けた自衛官を養成し、特に異世代のマネジメントに必要なスキルに焦点を当て、自衛隊のマネジメントに必要な能力の見直しや教育を強力に推進する。また、自衛隊が組織として目指す方向を明文化し、心理的安全性や自衛官一人ひとりのエンゲージメントの高い組織づくりを推進する。こうした取組を推進することにより、人の組織である自衛隊としてハラスメントを許容しない環境を構築していく。加えて、ハラスメントが隊員相互の信頼を失わせ精強性を揺るがすものであることを踏まえ、ハラスメントに関する基準を明確化するだけではなく、時代に即した適切な基準を維持するため社会情勢や業務量の変化などを踏まえ、見直しの必要性を不斷に検討していく。そして、隊員一人ひとりによる咀嚼と実践に努め、組織内に基準を浸透させる。

若年定年退職者給付金制度の見直し

- 自衛官はその職務の特性上、若年定年制（一般の公務員の定年年齢を下回る定年）がとられており、こうした制度から生じる不利益を補うことを目的とした給付金（若年定年退職者給付金）が支給されている。本制度については、令和8年度からの施行を目指し、その水準の引上げや支給制限の仕組みに関する緩和措置等が検討されている。
- 就労意欲等に与える影響を踏まえて支給制限を緩和する場合、その影響に関するエビデンスを検証するとともに、複数年分の支給を特定年の所得に基づいて一括して行う現行制度を見直し、所得水準の変化をより丁寧に反映する制度とすべきではないか。

◆自衛官の定年

	将 補	將 佐	1 佐	2 佐	3 佐	1 尉	2 尉	3 尉	准 尉	曹 長	1 曹	2 曹	3 曹
S29	58	55	53	50	50	48	45	45	—	—	45	40	40
H2	60	60	55	54	54	53	53	53	53	53	53	53	53
R6	60	60	58	57	57	56	56	56	56	56	56	55	55

定年者数の
約2割

定年者数の
約7割

(注) 一般の公務員の定年年齢は65歳（令和4年度は60歳。令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳）。また、自衛官のうち、統・陸・海・空幕僚長の定年は62歳、医師・歯科医師、音楽職種、警務官等の定年は60歳。

◆制度概要

項 目	概 要
支給 対象者	自衛官として引き続いて20年以上勤続し、定年等により退職した者
支給 額	<p>退職時俸給月額を基礎として算定する一時金 【60歳まで】</p> <p>自衛官の若年定年年齢と60歳との差1年につき退職時俸給月額の6ヶ月分を支給することを基本</p> <p>※ 退職後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、退職翌年の所得を踏まえ退職の翌々年の8月に第2回目を支給 (複数年分の支給の可否を退職翌年の所得のみで判定) 【60歳以降】</p> <p>60歳と一般の国家公務員の定年年齢との差1年につき退職時俸給月額の3.45ヶ月分を支給することを基本</p> <p>※ 60歳到達後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、61歳の年の所得を踏まえ62歳の年の8月に第2回目を支給 (複数年分の支給の可否を61歳の所得のみで判定)</p>

(出所) 防衛人事審議会「第2回待遇・給与部会」資料（令和7年3月28日）に基づき財務省作成。

◆自衛官の待遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（抄）

（令和6年12月20日）

再就職先の拡充及び再就職賃金などの充実を図りつつ、これまで以上の充実した生涯設計を確立し、自衛官の若年定年退職後も安心して生活できるよう、部外の専門家の意見を踏まえ、**令和8年度から施行することを目指し、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを検討する**。その際、施行前後で大きな不公平感が生じないよう留意する。

◆若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する中間提言（抄）

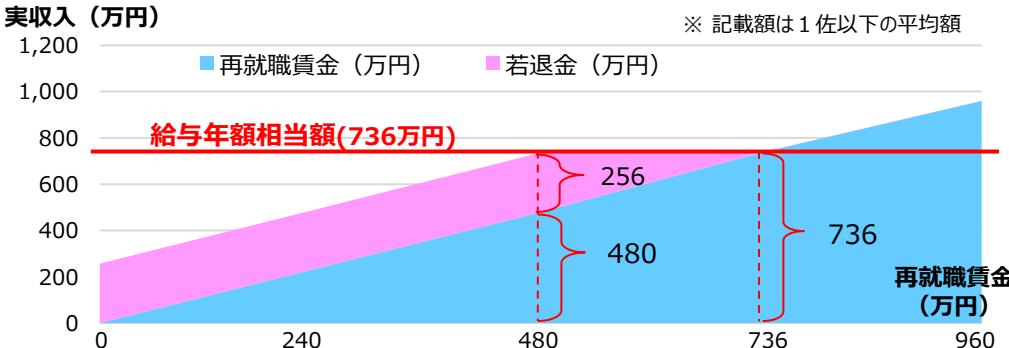
（令和7年8月25日）

▽ 若年定年退職者給付金の給付水準その他の課題と今後の検討の方向性

（2）若年定年退職者給付金の支給を制限する仕組みに関する措置

（中略）支給制限の仕組みに関する何らかの緩和措置の必要性は理解できるところ、この支給制限の在り方に關し、若退金の目的、支給制限の現状及び給付水準の引上げを行った場合の影響、定年退職までの自衛官としての勤務に対する評価などを踏まえ、支給制限の仕組みに関する措置の合理性を含め、引き続き具体的な分析・検討を進めていくことが必要と考える。

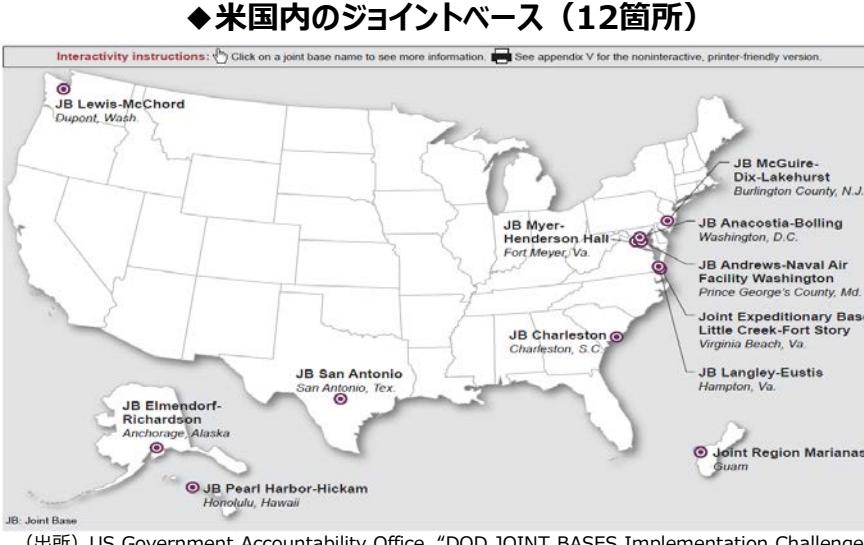
◆支給制限の仕組みに関するイメージ



(出所) 防衛人事審議会待遇・給与部会「若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する中間提言」（令和7年8月）22

自衛隊組織のスリム化

- 自衛隊の現員数は減少傾向にある一方で駐屯地等の数は横ばい又は微増傾向。自衛隊においては陸・海・空自の一体的な統合運用に向けた取組が進められているが、例えば、米国では統合運用を進める中で、陸・海・空の軍種をまたいた基地（ジョイントベース）の設立による基地の統廃合が進められた。
- より機動的かつ効率的な部隊運用を可能とする観点から、与党・有識者から提言されている中間司令部の見直しや、災害派遣や地元経済等において自衛隊が果たす役割を踏まえた既存部隊の見直しといった自衛隊組織のスリム化を検討していくべきではないか。



◆ジョイントベース創設のメリットの事例

- 統合軍による相互運用性の向上
- 少ない費用でより優れた軍隊をもたらす多機能、複合的、多軍種の軍事施設
- 訓練能力および展開能力の向上と訓練資源のより有効な活用

(出所) US Environmental Protection Agency "2005 DEFENSE BASE CLOSURE AND REALIGNMENT COMMISSION REPORT" (2005年9月)

◆自由民主党 安全保障調査会提言

「戦略3文書の防衛力の抜本的強化と統合運用の進捗を踏まえた提言」(抄) (令和7年6月6日)

4. 直面する課題と政府への提言 (4) 組織・定員

進化する戦い方、領域横断的重要性の増大、厳しい自衛官の採用状況に鑑みれば、令和7年3月に創設された統合作戦司令部を中心とする新たな統合運用体制の中で、運用面のみならず運用を支えるあらゆる分野において従来の陸海空の縦割りから脱却することが不可欠である。

この認識の下、方面総監部・地方総監部・航空方面隊の担任区域の統合や機能の大胆な見直しを通じて、中間司令部の数を減らし、統合作戦司令部の一元的な指揮の下で、少ない結節により陸海空自衛隊が有機的に行動できるような、真に効率的・効果的な組織構造を実現するとともに、このような取組等により第一線で活動する要員を確保すること。

◆「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書 (抄) (令和7年9月19日)

組織構成の見直しに当たっては、統合作戦司令部の発足やAIの導入・無人化の進展を踏まえ、最適な運用を実現できるよう、統合幕僚監部を中心に実戦的な検証を行った上で、中間司令部や既存部隊を抜本的に見直す等、組織のありかたを不斷に見直すべきである。